

## 令和8年度 愛知県物流ドローン社会実装推進事業 補助事業者募集 Q&A一覧

対象	項目	質問	回答
共通	事業実施体制	事業実施体制について再委託先がある場合、提出書類の登記簿、決算書類の提出は再委託先も必要か。	応募時点で再委託先の登記簿・決算書類を提出いただく必要はございません。採択後、必要に応じて再委託先の登記簿・決算書類の提出を求める場合がございます。
	役割分担	役割分担の考え方について、説明責任者と実行責任者は同一人物で問題ないか。	十分な体制であれば、「説明責任者」と「実行責任者」を同一人物が兼ねることも可能です。
		企画提案書では「総括責任者」の表現があるが、説明責任者と実行責任者が総括責任者にあたるか、別人格の総括責任者を配置しないとイケないか。	「説明責任者」と「実行責任者」を包括する表現として「総括責任者」を用いております。「説明責任者」「実行責任者」が配置されていれば問題ございません。
「住宅地」モデル	対象エリアの定義	住宅地モデルは「政令指定都市を除く」とあるが、DID地区でなくても問題ないか。	「主として居住用建物が連続・集積し生活道路や学校等が近接する地域」であれば、必ずしもDID地区である必要はございません。
		どの程度まで「住宅地」として対象になり得るか。	程度についてはこちらから指定することはございませんが、「住宅地」モデル特有の課題を検証するのに適した「エリア・選定理由」になっているか、総合的に判断させていただきます。
		飛行レベルについて、住宅地の場合、レベル4想定、またはレベル3.5との理解か。	検証項目に基づいた飛行レベルで計画いただければ問題ございません。
	実証実験の実施方法	1週間程度の実証実験は、連続した実証期間が必要か。それとも、関係者調整や天候を踏まえ、複数日に分けた実施でも問題ないか。	天候の影響を鑑み、合計日数が1週間程度（5~9日を想定）を満たしていれば複数日に分けた実施でも問題ございません。なお、台風等自然災害が平年以上に多く発生した場合は、愛知県と協議のうえ合計日数の目標値を調整する可能性がございます。
料金徴収の扱い	住宅地モデルでも、住民向けサービスを行う場合の料金徴収は必須か。 徴収する場合、料金の想定はあるか。	「住宅地」モデルは、本モデル特有の技術的課題や障壁となる規制等を整理し、ビジネスモデル構築に向けた今後の戦略を作成することを目的としています。住民からの料金徴収は必須ではありませんが、ビジネスモデル構築に向けて配送料に係る意見を聴取することが望ましいです。	